

新宿区産業振興会議

第4期 報告書

平成29年8月23日～令和元年8月22日

はじめに

2011年8月にスタートした産業振興会議は、第4期を終わりました。

4期目は、産業振興プランの策定の時期でもあったため、前半は新宿区における産業振興の基本目標や施策の方向性を検討し、「新宿区産業振興プラン（2018～27年度）」としてまとめました。社会構造、技術、国際情勢などは、これからの10年で大きく変化すると思われませんが、10年後にどのような状況にあるのかを予測することは困難です。しかし、区民の生活を支える地域経済、地域産業を維持・発展させていくためには、区内企業は環境の変化に対応し、事業革新や新たな価値の創造を追求し、実現していかなければなりません。プランでは、政策の方向性として、持続的に発展する産業システムの形成、革新と創造に取り組む企業の集積が重要であるとししました。

第4期後半の産業振興会議の議論では、プランで示された政策の具現化を図っていくために必要であるとともに、第3期までの議論では十分に検討されてこなかった「人材の育成」をテーマに、「経営者・後継者・商店会」と「創業者・従業員」の二つの分科会を設け、議論を積み上げてきました。いずれも大きな問題であるため、今期だけで課題がすべて明確になったとは言えませんが、問題の明確化、施策の方向性という点では大きな前進があったと考えています。

今期の議論の成果が、新宿区の産業振興施策や地域の企業活動に何らかの形で有効に活用されるとともに、今後の産業振興会議での議論の発展につながっていくことを期待します。

新宿区産業振興会議
会長 植田 浩史

目次

第1章 新宿区産業振興会議について	1
1. 新宿区産業振興会議について	1
2. 第4期産業振興会議での検討事項	2
第2章 産業振興プラン（平成30年度～）について	5
第3章 持続的に発展する産業システムの形成に向けた人材の育成について	6
1. 人材の育成に向けた現状と課題	7
2. 人材の育成に向けた支援のあり方について	12
3. 今後の施策の方向性について	15
第4章 来期に向けて	17

第1章 新宿区産業振興会議について

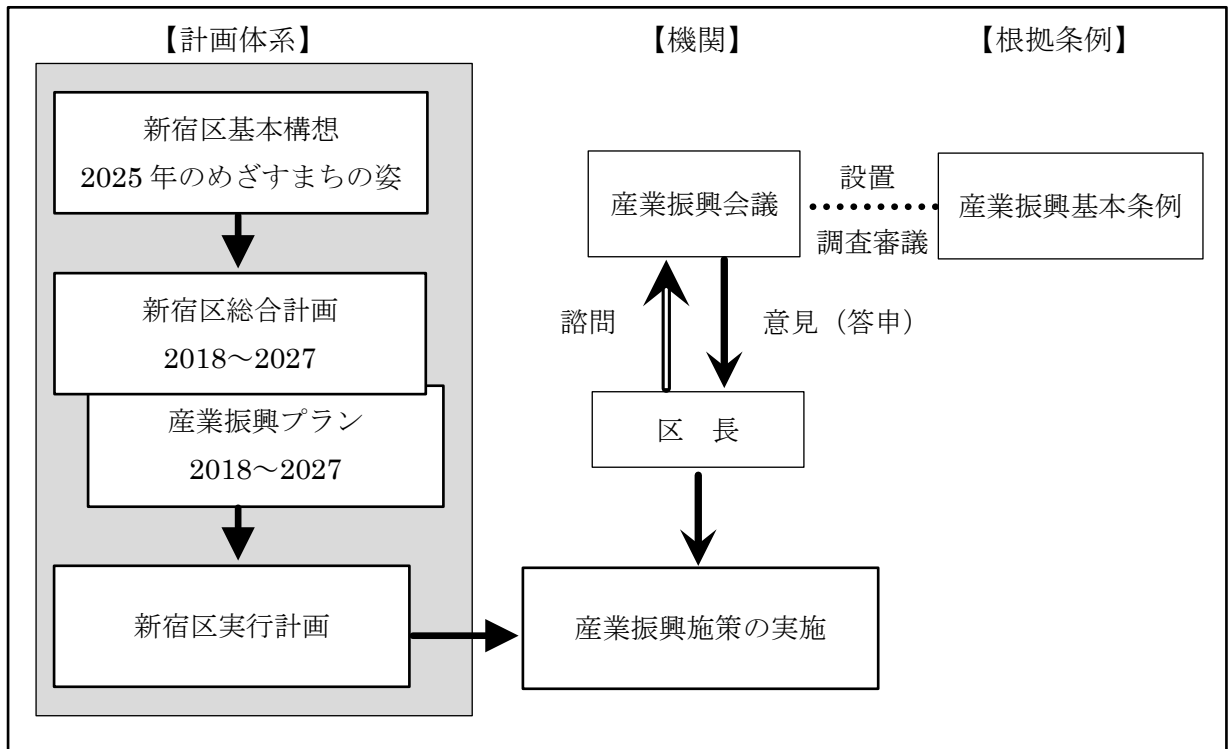
1. 新宿区産業振興会議について

新宿区では、産業振興に関する基本的な考え方を示すと共に、産業に携わる者の役割を明らかにして、持続的・体系的な施策の展開や課題の解決を図っていくための指針として、平成23年4月に「新宿区産業振興基本条例」（以下、「条例」という。）を施行しました。

また、産業振興施策を効果的・効率的に実施していくため、区長の附属機関として「新宿区産業振興会議」（以下、「産業振興会議」という。）を設置しました。産業振興会議は、学識経験者・区民・事業者・商店会関係者等からなる委員が区の産業振興に関する事項について調査審議し、区長に意見を述べることを規定しています。

産業振興会議での検討を踏まえ、平成30年3月に策定された「新宿区産業振興プラン」（以下、「産業振興プラン」という。）では、新宿区基本構想および新宿区総合計画を受け、新宿区がめざすまちの姿を産業振興の面から実現していくための基本目標や施策の方向性を明らかにしています。産業振興プランに基づき、2027年度までの産業施策を効果的かつ効率的に実施していきます。

新宿区の計画体系と産業振興会議、条例との関係



2. 第4期産業振興会議での検討事項

区内産業を取り巻く事業環境は、本格的な少子高齢社会の到来や社会経済の急速なグローバル化、ライフスタイルや働き方の変化など、社会構造における多様な変化に直面しており、大きな転換期を迎えています。そのような環境の中で、区内企業には、経営力のさらなる強化、経営者の高齢化への対応や人材の確保・育成、事業を推進するためのネットワークづくりや組織づくり、まちの強みを活用した事業展開等が求められています。

平成20年度から29年度までを対象とした産業振興プランで掲げた産業振興ビジョンの方向性（参考①）を引き継ぎ、第3期で実施した「商店街のにぎわい創出に向けた調査（参考②）」「新宿区産業と企業等の事業活動に関する調査（参考③）」等を通じて明らかになった区内企業等の現状と課題を踏まえ、第4期前半では、2027年度までの産業振興の基本目標や施策の方向性を検討し、新たな産業振興プランとして取りまとめました。

今後更に、新宿の魅力や活力を向上させるためには、積極的に事業革新を進め、新たな価値の創造に挑戦していこうとする人材や先頭に立って商店会活動を行っていく人材のような、組織の中心となる人材を新宿のネットワークで育てていくことが重要です。そのため、第4期後半では、「持続的に発展する産業システムの形成に向けた人材育成」について検討を行いました。

参考①【産業振興ビジョンの方向性（平成20年度～29年度）】

産業振興ビジョン	産業振興ビジョンを実現するための戦略	施策の方向
<p>創造力を活かした産業の振興を図る</p> <p>①新宿区ならではの文化を創造し、楽しむ産業の振興を図る</p> <p>②多くの創造的な人々が交流し、新たな価値を創造・発信していく産業を育成する</p>	<p>戦略1</p> <p>文化と産業とを融合する「仕組み」をつくり、産業や観光の振興により創造的な人々や企業の交流する「場」をつくる</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 文化創造産業を誘致・育成 ▶ 文化・観光・産業の結合と相互連携 ▶ 情報発信力の高い産業の育成・振興 ▶ 観光資源の発掘と情報発信
<p>中小企業の経営基盤を強化し、技術革新や高付加価値化を図る</p>	<p>戦略2</p> <p>中小企業の革新性や技術力を引き出す環境をつくる</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 中小企業に対する経営支援・人材育成支援の強化 ▶ 区の情報発信力の強化と区内企業のネットワークの形成 ▶ 新産業創出のための人材育成及び創業のための環境整備 ▶ 地域の伝統的産業や新たなものづくり産業の担い手を支援
<p>誰もが訪れたいくなる活気と魅力あふれる商店街をつくる</p>	<p>戦略3</p> <p>商店街の状況を踏まえ、地域特性を引き出し持続可能なまちをつくる</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 多様性に応じた商店街の強化 ▶ 身近な生活を支える社会的機能の整備 ▶ 持続可能な商店街の実現 ▶ 支援策の効果的活用

参考②【商店街のにぎわい創出に向けた調査 第4章まとめ（抜粋）】

〔商店会活動の担い手について〕

商店会活動を担う役員の年齢は、約7割の商店会で60歳代以上の方となっています。また、商店会の課題として最も多い回答が「経営者の高齢化」（38.0%）や「各店舗の後継者の不在」（33.7%）となっています。

一方、「商店会活動を担う人」たちの育成を行っている商店会は約3割にとどまり、商店会における「強み」、「弱み」を尋ねた項目でも自由意見の中で、「商店主の高齢化・後継者不足の為、閉店の店が多く商店会役員になってくれる会員がいない。」「会員の高齢化と減少により、協力して1つのイベント等を行うことが困難。」等の意見が寄せられています。

参考③

【新宿区産業と企業等の事業活動に関する調査（抜粋）】

〔事業推進上の課題〕

事業推進上の課題として、事業の基盤である「市場・顧客開拓」「人材の確保・育成」「事業承継」が主な課題となっている。また、企業規模を問わず、情報発信力の弱さが認識されていた。

〔人材の確保・育成〕

- ・人材の採用・確保が困難になってきているという意見が多く聞かれた。特に、情報通信業の企業からは、慢性的に人手が不足しており、受注機会を逃しているといった意見もあった。また「卸売業」では、海外取引に必要なスキルを持った人材の確保が課題であるといった意見もあり、中小企業の抱える課題の解決に向けては、人材の確保・育成が根幹となることがうかがわれる。

〔事業承継〕

- ・代表者の高齢化が進み、約3割が70歳以上という現状があり、事業承継が課題となっている。後継者候補がいる場合でも、候補者の企業存続に対しての危機感が弱いため、意識啓発や教育の機会が必要とされている。

〔情報化の推進〕

情報化の推進に対する関心度は高いことが明らかとなった。その内容をみると、「情報技術を活用した情報発信（ホームページ、SNSの活用等）」が半数弱を占めており、情報発信力強化の必要性から情報化の推進を重要視していることがうかがわれる。「飲食サービス業」からは、訪日外国人の増加を背景として、外国人対応が課題となるという意見が聞かれ、ICTを活用した多言語対応にも取り組んでいく必要がある。

〔商店会活動における課題〕

- ・役員の高齢化が進み、担い手不足が課題として挙げられた。若手がいる商店会でも仕事や子育てにと、若い店主は商店会活動にさける時間的余裕がないといった意見も聞かれた。また、ターミナル駅近くの商業地域では、テナント店舗が多いことなどから商店会活動のなかでも清掃活動等の担い手不足が課題として挙げられた。

〔今後の産業振興の視点〕

まちづくりと一体となった「防犯・防災に対応した地域づくり」や「まちのブランド力向上」を進めながら、個々の企業の持つ課題に対応し、企業活動の礎である人材の確保・育成と働く環境の向上等の事業基盤の強化を図り、社会や経済の変化に柔軟に対応し、顧客ニーズを的確に捉えて取り組む企業、自助努力に基づく事業活動を行う企業をサポートしていくことが重要。

第2章 産業振興プラン（平成30年度～）について

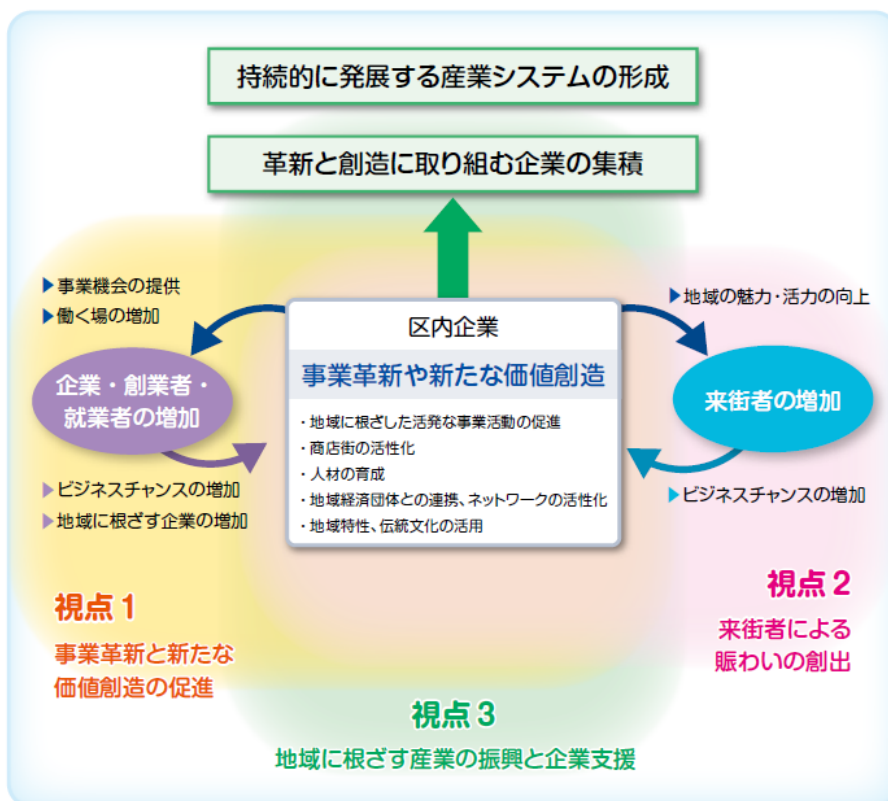
第3期の産業振興会議から引き続き検討してきた、平成30年度からの新たな産業振興プランの方向性を取りまとめ、平成30年3月に産業振興プランを策定しました。

新宿区の産業振興の方向性として、多様性や来街者による賑わいなどの地域特性を活かし、時代の流れとともに変化する環境に対応しながら、積極的に事業革新を進め、新たな価値創造に挑戦することが重要だと、繰り返し議論してきました。

新しいものと古いもの、今までつながっていないものをつなげることで新たな価値が生まれます。新宿区の産業が将来にわたって持続的に発展していくためには、従来の産業や業界の枠組みを越えて、新しい環境を創り出す企業や人たちが関連し、あらゆる好循環を創出していくことができる「持続的に発展する産業システム」を形成することが重要です。

これからの10年間で、企業が持続的に革新と創造に取り組み続けられるような環境整備や、様々な好循環を生み出せるよう支援していくことが私たちに求められており、時代の流れに応じて施策を見直しながら、条例に定める各主体が一体となって、産業振興プランを推進していきます。

【産業振興プラン（平成30年度～） 基本目標イメージ】



第3章 持続的に発展する産業システムの形成に向けた人材の育成について

産業振興会議では、以下に掲げる企業が行う積極的な取組に対して支援していくことを今後の産業振興の方向性としています。

① 変化と創造を目指す企業

新宿らしさである多様な人やモノが集積することで発生するニーズに応えるために取り組む企業を支援する。

② 変化と創造を生み出す活動

地域産業の発展に取り組む企業同士の連携や地域の活性化を目指す団体やNPOなどの活動を支援する。

産業振興プランを着実に推進していくためには、区内企業が新宿区の地域特性や魅力を活用しながら、積極的に事業革新や新たな価値創造に挑戦していくことが重要であり、今期改めて各施策に「人材育成」の観点を盛り込むことが必要という意見がありました。そのため、平成30年度は、「人材育成」をテーマに議論を進めてきました。

産業振興プランに掲げる基本目標「革新と創造に取り組む企業の集積と持続的に発展する産業システムの形成」を実現していくための人材を育成するにあたり、上記に加え、第2期で取りまとめた「新宿らしさ（多様性、多種混在、多国籍）」や中長期的な視点で物事を考える必要性から、「10年後や20年後の新宿を見据える」視点が重要だという意見がありました。

検討にあたっては、企業や商店会が抱える課題を整理し、テーマを設定することが必要です。その中で、近年、経営者の高齢化が進む中で深刻になっている後継者や承継問題、区内で継続的に事業展開し、地域全体を活性化していくための創業者育成や従業員教育のあり方、更には、地域を元気にし、商店街を持続的に発展させていくため、商店会を引っ張っていく人材の育成を検討テーマにしました。

したがって第4期では、「経営者・後継者・商店会」と「創業者・従業員」をテーマに2つの専門部会を設置し、これらの現状と課題を整理のうえ、今後の人材育成支援のあり方について検討を行いました。

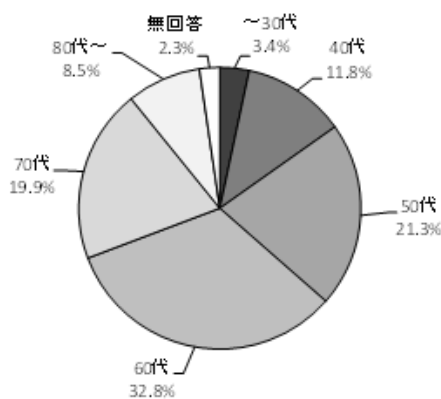
1. 人材の育成に向けた現状と課題

(1) 経営者、後継者

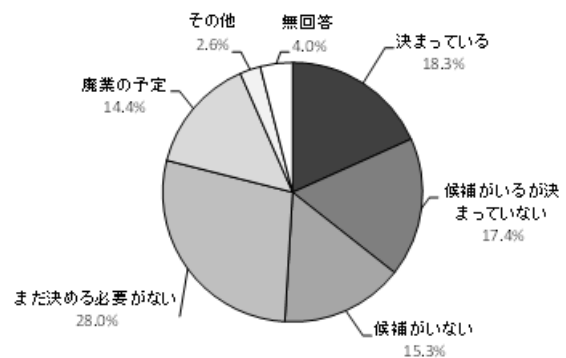
区内中小企業の事業革新や新たな価値創造にチャレンジしていくためには、経営基盤を強化していく必要があります。しかし、「新宿区中小企業の景況（平成26年10月～12月期）（特別調査）」では、約1割が経営者として必要とされる「実行力」、「先見性」、「決断力」等を得るための取組を行っておらず、その約半数が「今のままで十分なので不要」と回答しています。

また、中小企業経営者の高齢化が進んでいる中、事業承継が全国的にも大きな課題となっています。新宿区においても、「新宿区産業と企業等の事業活動に関する調査」の結果では、代表者の年齢が60歳以上の企業が60%を超える一方で、後継者が決まっている企業は20%弱となっています。また、約3割の企業が承継の必要がないと考えており、多くの企業が廃業し、ひいては地域経済力の低下に繋がる恐れがあります。

【代表者の年齢（n=5,753）】



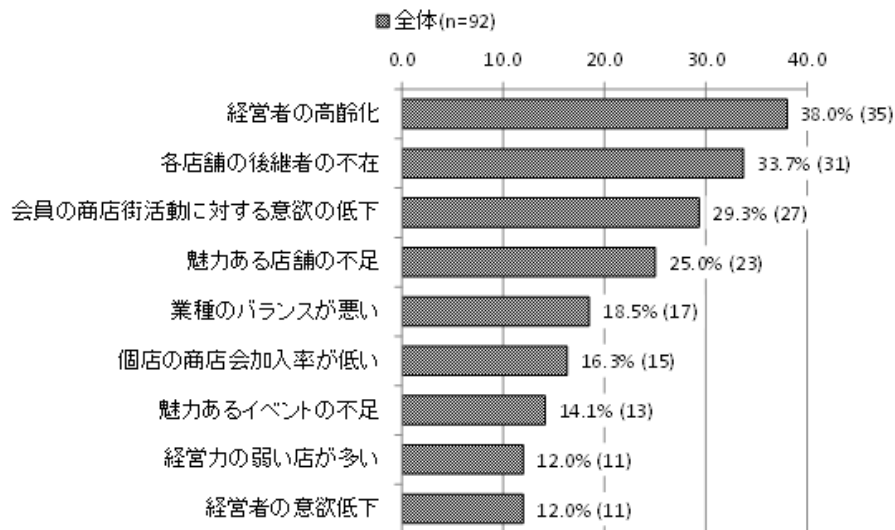
【後継者の有無（n=5,753）】



(2) 商店会活動を担う人材

商店街は、地域コミュニティ、地域の防犯体制、高齢者への配慮や災害への備えなど、公共性の強い役割を担っています。「商店街のにぎわい創出に向けた調査」では、区内の商店会が抱える主な問題点として、経営者の高齢化や各店舗の後継者の不在、会員の商店会活動に対する意欲の低下等が上位に挙げられます。また、若手が商店会活動に参加しないことや新たに商店会役員になってくれる会員がいないことなど、商店会活動を担う人材不足や組織力の面での課題もあります。

【商店会が抱えている主な問題点】



商店会サポーターへのヒアリング

(平成 31 年 1 月 28 日実施 専門部会「経営者・後継者・商店会」)

専門部会「経営者・後継者・商店会」では、商店会サポーターへのヒアリングにより商店会の状況把握を行い、今後の商店会支援のあり方を検討しました。

商店会サポーターの活動について

- ・商店会サポーターは、「商店会の組織支援」「個店支援」「新宿ルーペによる情報発信」の3点を重点テーマに置き、活動している。
- ・区内 105 の商店会のうち、約 80 の商店会を商店会サポーター 4 人で分担し、重点テーマを基に活動している。

商店会の現状

- ・個人商店が減少、チェーン店が増加していることで、商店会組織の活動が弱くなり、商店会が沈滞化している。その背景として、商店会員の高齢化等の問題がある。
- ・飲食店等には若い会員がいるが、本業が忙しく、精力的に商店会活動ができていない。活動している商店会は、比較的高齢の方が多く、若い人を取り込めていない。
- ・若い人が商店会活動にメリットを感じていないため、高齢の方とのギャップが開き、結果として商店会活動が形骸化している。
- ・一方で、若い会員がリーダーシップを発揮し、地域を巻き込みながら活性化している商店会や、大学との連携により動き出している商店会も存在する。

商店会サポーターの役割

- ・直接目に見えないところに地域を変えるキーマンがいる可能性がある。また、商店会組織の中で、若手が発言できるように変えていく必要がある。そのためには、商店会サポーターがプロモーションすることが必要。

(3) 創業者

「平成 24 年経済センサス―活動調査―」及び「平成 26 年経済センサス―基礎調査―」によれば、平成 24 年～26 年における新宿区の開業率は 9.8%で 23 区中 8 位、廃業率は 9.5%で 23 区中 5 位となっています。廃業する企業が増えていくと、事業所数が減少し、ひいては地域経済力の低下につながる恐れがあります。

また、平成 23 年 10 月に開所した高田馬場創業支援センター（以下「創業支援センター」という。）は、シェアードオフィス等使用料が月額 1 万円、開館時間が 8 時 30 分から 24 時までの低価格・好利便性であるにも関わらず、現在 7 割程度の入居率で推移しています。また、創業支援センター入所にあたっては、区内創業や区内で経営改革に努めることの意味確認を行っているところですが、退所者の約 3 割が区外で創業している状況であり、利用率・区内定着の面で課題があります。

【創業支援センター利用率（平成 31 年 3 月 31 日現在）】

年 度	23	24	25	26	27	28	29	30
利用者数	14 人	30 人	27 人	24 人	21 人	15 人	21 人	23 人
利 用 率	43.8%	93.8%	84.4%	75.0%	65.6%	46.9%	65.6%	71.9%

【創業支援センター退所者の状況（平成 31 年 3 月 31 日現在）】

年 度	23	24	25	26	27	28	29	30
退所者数	1 人	8 人	12 人	15 人	12 人	16 人	7 人	14 人
区 内	0 人	3 人	4 人	8 人	5 人	9 人	5 人	8 人
区 外	0 人	4 人	2 人	3 人	2 人	6 人	2 人	4 人
断 念 等	1 人	1 人	6 人	4 人	5 人	1 人	0 人	2 人
区内創業率	0%	37.5%	33.3%	53.3%	41.7%	56.3%	71.4%	57.1%

創業支援センター施設長へのヒアリング

(平成 30 年 10 月 17 日実施 専門部会「創業者・従業員」)

専門部会「創業者・従業員」では、創業支援センター施設長へのヒアリングを行い、今後の施設のあり方を検討しました。

創業支援センターの利用の流れ

- ・創業支援センターへ利用希望の連絡をいただき、施設見学を行う。
- ・施設長が事業内容のヒアリングを行い、申請に必要な事業計画書等を案内する。
- ・施設長が申請書類を確認し、産業振興課への提出を案内する。
- ・その後、区が実施する利用者審査会で利用承認となった方に対し、利用手続を行う。

施設長から見た利用率の分析

- ・高田馬場に立地することから、早稲田大学を始めとする若くて優秀な人材の確保が可能。また、利用終了後に事務所を構える際、家賃が比較的安価であり、交通の便も良いことが利用者にとって大きなメリットである。
- ・利用率の改善に向け、創業スクールに創業支援センター利用終了者や若手創業者をゲストに招き、話をしてもらっている。
- ・時限的ではあるが、登記の住所として使えることや利用者あて郵便物を創業支援センタースタッフが代わりに受け取り、お渡ししていることもメリットである。
- ・都内にある公的な創業支援施設のほとんどが個室オフィスで 24 時間利用可能。5 名以上が利用できるものなど、広さもバリエーションがある。
- ・区が実施する利用者審査会を経て利用承認を出すプロセスであるため、応募段階で即座に会社を作りたい方については、創業支援センターが選択肢から外れ、利用申請に至らない。

施設の利用状況

- ・平日昼間の稼働が最も多く、土日の夜間が最も少ない。その他の時間帯は、概ね 2～3 人程度が利用している状況である。
- ・利用者の仕事内容や取引先とのパワーバランス等によって利用状況は様々である。

利用終了後の進路等

- ・利用申請の際に利用終了後に区内創業をすることの意思確認を行っている。
- ・区外移転する方は、創業を断念するケースや施設利用料を払うことが難しく、自宅へ戻るケースがある。

利用終了後のサポート

- ・創業支援センターで月 1 回行う交流会の案内を行い、再来訪しやすい環境を提供するほか、金融機関の紹介や OB との交流等を行っている。

創業支援センターの情報発信

- ・創業支援センターのホームページや Facebook ページを運用しているほか、これから創業を目指す方に対してリーチできるよう、高田馬場経済新聞を活用している。

(4) 従業員

従業員は、会社を経営するうえで貴重な経営資源であり、その教育は経営者にとって重要な課題です。区内の事業所は、従業員数 10 人未満の事業所が約 7 割を占めており、自分の会社で全ての教育を継続的に行っていくことは難しく、様々な課題を抱えています。

「平成 29 年度能力開発基本調査（厚生労働省）」によると、人材育成に関して何らかの「問題がある」と回答した事業所は 75.4%で前年度と比較し 2.5%増加しています。また、「中小企業白書 2015（中小企業庁）」によると、人材育成に取り組む企業が抱える課題として、「中核人材の指導・育成を行う能力のある社員がいない、もしくは不足している」が最も高い割合となっており、両調査とも「指導人材」、「ノウハウの蓄積」に課題があることが分かります。

【平成 29 年度能力開発基本調査（厚生労働省）】

《人材育成に関する問題点の内訳》

- ・ 指導する人材が不足している（54.2%）
- ・ 人材育成を行う時間がない（49.5%）
- ・ 人材を育成しても辞めてしまう（47.8%）

【中小企業白書 2015（中小企業庁）】

《中核人材の育成に関する課題》

- ・ 中核人材の指導・育成を行う能力のある社員がいない、不足している（42.0%）
- ・ 社員が多忙で、教育を受けている時間がない（17.1%）
- ・ 中核人材の指導・育成のノウハウが社内に蓄積していない（15.7%）

2. 人材の育成に向けた支援のあり方について

(1) 経営者、後継者

区内企業が、事業革新や新たな価値創造に取り組んでいくためには、多様な人材が活躍できる環境づくりが必要であり、経営者自身の意識啓発やスキルアップできる学習の場が求められています。

また、経営者の高齢化が進んでいる中、円滑な事業承継を進めるためには、後継者教育を含め、十分な準備期間が必要であり、経営者は早いうちから自社の将来を考え、経営状況や経営課題の把握や事業承継に関する情報の収集、後継者の育成等に取り組んでいく必要があります。事業承継は、親族や親族以外の従業員、外部人材等の第三者、更にはM&Aといった多様な選択肢があるため、企業の実情に応じた手法を選択できるよう、意識啓発やきっかけづくりが重要です。また、後継者については、事業をそのまま引き継ぐだけでなく、新たな事業展開に取り組めるような発展的的事业承継に向けた支援が必要です。

《主な意見》

- ・参加企業が課題や強み、困っていること等を持ち寄り、ビジネスマッチングを促す場が必要であり、気軽に参加できる仕組みづくりも重要。
- ・事業承継には時間を要するため、早い段階から取り組めるよう支援していくべき。
- ・色々なパターンで承継した企業の話聞ける場があると良い。
- ・事業承継に関わる機会の多い税理士へのアプローチも必要ではないか。
- ・M&Aの選択肢を知らない事業者がいるため、情報伝達や理解度を高める必要がある。

(2) 商店会活動を担う人材

区内には、ターミナル駅を中心とした大規模な商店街や区民の生活を支える地域に密着した商店街など、多種多様な商店街があり、商店会活動の特徴も様々です。商店会サポーターが各商店会の実情に合わせ、サポートを行うことが新宿らしさであり、これからの継続した支援が求められています。

また、他商店会の成功事例や区の支援施策を紹介するとともに、若手人材の育成や青年部、女性部の積極的な活用等に向けた支援も商店会サポーターに期待する役割です。商店会への加入促進と地域社会・産業・住民との連携などを通じ、加入店舗を増やし、商店会の活性化や魅力づくりを図っていくことも重要です。

《主な意見》

- ・商店会運営が一部の会員に限られていることから、新しい取組や効果ある取組に対するインセンティブを設け、持続的に活動できるようにする。
- ・商店会情報誌は、商店会の取組や個店を地域の人に知ってもらえる良い機会であるため、一般配布も検討してはどうか。
- ・新しい取組に保守的な商店会に対しては、青年部や女性部にある程度の裁量を与えることにより、きらりと光る活動が出てくるのではないかと。若手人材の発掘も必要。

(3) 創業者

今後、ますます創業者や創業の形態が多様化していくことが予想され、多様な創業者が新宿区で創業に挑戦できる環境づくりが求められる中、新宿区では、東京商工会議所新宿支部、東京三協信用金庫、西京信用金庫の認定創業支援等事業者と連携し、創業支援等事業計画に基づく特定創業支援等事業を実施しています。平成30年5月に産業競争力強化法の一部が改正され、新たに「創業無関心者」向けに普及啓発を行う創業機運醸成事業を創業支援等事業計画の対象とすることが可能となりました。そこで、「創業無関心者」が創業に関心を持ち、区内で創業、事業を継続できるように支援が求められています。

そのためには、新宿の特徴である多様性を活かした交流会等を大学、金融機関等との連携により実施するほか、外国人や女性等を含めたそれぞれの課題や特性に対応した勉強会や情報提供のあり方について検討が必要です。また、異業種交流や創業段階に応じた交流の場の提供など、創業者自身の成長に繋がる仕組みづくりも重要です。

創業支援センターにおいては、退所後の区内定着に向けた支援や利用率向上に向け、利用者審査や支援のあり方、情報発信のあり方についても検討が必要です。

《主な意見》

- ・事業革新や新たな価値創造のためには、新規創業者を増やしていくことが必要で創業無関心者に関心を持たせることが大事。
- ・創業支援センター利用終了後に区外で創業する方が多いため、いかに創業後に区内で事業を継続してもらえるかが大事。
- ・外国人や女性に対するアプローチを行うことで、創業に対する裾野が広がる。
- ・創業支援センターには、様々な設備や支援体制が充実し、利用者の満足度が高い割には広報が足りていない。周知に力を入れるべき。
- ・現状は、創業支援センターの利用申請を行うには事業計画書を作成しないと行けないため、もっと敷居を低くして、間口を広げてはどうか。
- ・創業や従業員教育のセミナーを創業支援センターで実施すると、認知度が上がるほか、入居者との交流の場になるのではないかと。

(4) 従業員

従業員教育については、「従業員教育・定着」と「人材不足・人材確保」の大きく2つの課題があります。各種調査結果から見える社内のリソース不足を解消するため、外部との有機的結合のあり方について検討が必要です。

「従業員教育・定着」の課題に対しては、新入社員や専門人材、経営者、後継者など細かく対象者を分類し、整理していくことが重要です。また、新宿には、人口の約1割を占める外国人が住んでおり、活動のサポートやコーディネートを通じた支援のほか、雇用方法や育成方法の発信についても重要な課題となっています。

「人材不足・人材確保」の課題に対しては、ライフスタイルや働き方の変化に対応した環境の整備や福利厚生の充実など、様々な支援が求められています。そのためには、他部署との連携や他支援機関が行う制度の周知方法について検討が必要です。

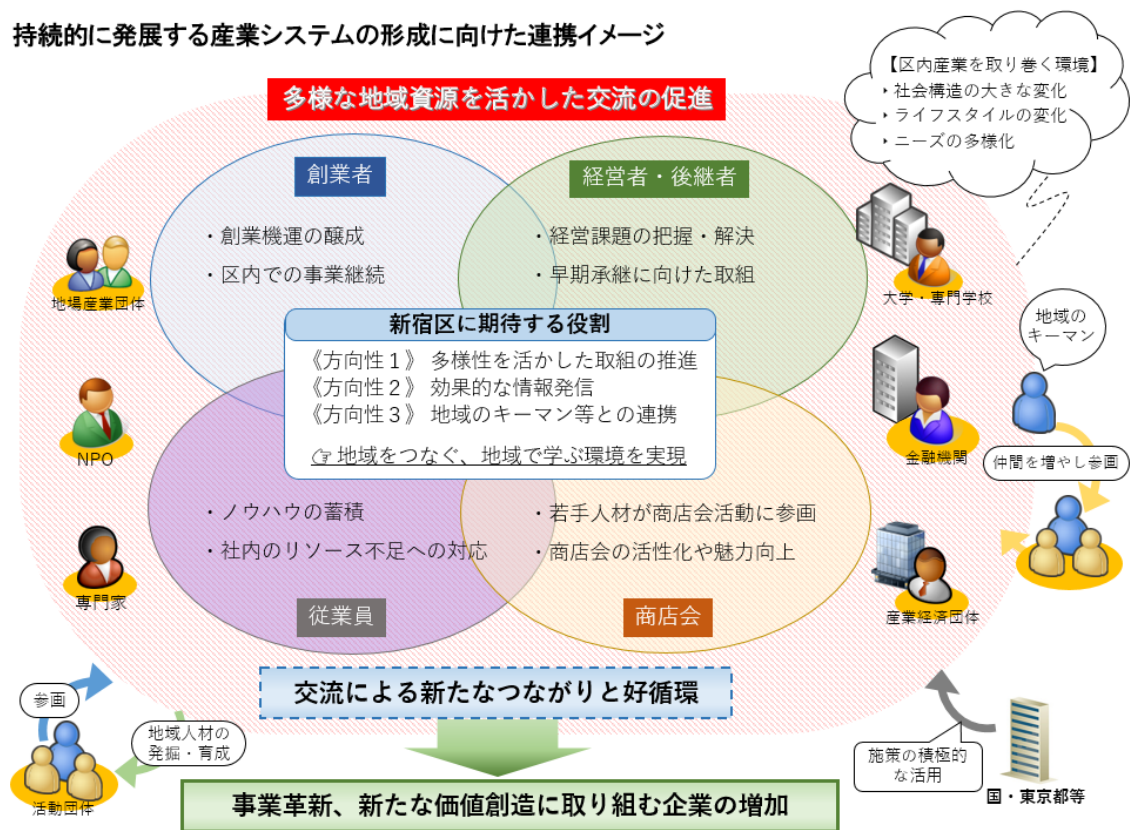
《主な意見》

- ビジネス交流会のテーマ設定を工夫し、新入社員、リーダー、幹部社員等、各ステージ別の交流と学びの場を作ると良い。
- 特に、少人数の会社は異業種交流ができると、自分たちの良いところ悪いところの気づきやコンプライアンスの面で見直しが見られるのではないかと。
- 区や支援機関等が様々な施策を行っており、既存の施策を可視化して情報発信していく方向性はどうか。

3. 今後の施策の方向性について

社会構造の大きな変化を迎える中、こうした変化を先取りし、新宿区が持つ地域特性や魅力を活用しながら、積極的に事業革新や新たな価値創造に挑戦することが求められます。そのためには、新宿区のような様々な企業や人たちが関連しながら好循環を生み出せるような「産業システム」の形成に向けた仕組みづくりが必要です。

持続的に発展する産業システムの形成に向けた連携イメージ



持続的に発展する産業システムを形成していくためには、既に連携している産業経済団体や区内金融機関を始め、大学、地場産業団体や税理士をはじめとした専門家等の多様な地域資源を活かしながら交流を促進し、様々な好循環を生み出す土台を作ることが必要です。

地域をつなぎ、地域を通して、事業の課題解決や新たな価値創造に向けた学びが出来る環境を実現していくことが区に求められる役割であり、区が以下に掲げる方向性に沿った施策を着実に推進することで、①創業者・従業員等、個々が成長し、②個々の成長により、創業（第二創業）や従業員への技術・事業承継など、企業や人が発展的に変化しながら新たな価値を創造し、③新たな社会参画者を取り込みながら好循環の輪が広がっていくことを期待しています。

(方向性1) 多様性を活かした取組の推進

新宿には、地元 roots 企業や経験豊富な経営者のほか、学生や外国人など、多様な人材がおり、その人たちが交流することでお互いが刺激し合い、個々の企業の発展や地域経済の活性化に繋がっていきます。こうした新宿の強みである「多様性」を活かしながら、それぞれが成長できる環境を整備していくことが必要です。

- ・多様な人材が交流できる場づくり
- ・区内大学、金融機関等を含めた課題解決のための場づくり
- ・創業支援センター利用終了者等、身近な起業家との交流

(方向性2) 効果的な情報発信

新宿区を始め、国や東京都、その他様々な支援機関が、中小企業者向け支援施策を展開しています。しかし、中小企業者が必要とする情報が行きわたっていないことや情報が整理されていないために認知されない状況が見受けられます。中小企業者に確実に情報を届けるため、様々なメディアやネットワークを活用した周知に加え、分かりやすく情報を整理し、伝えていくことが必要です。

- ・各支援機関による専門の窓口への案内の充実
- ・他商店会の成功事例・参考事例の紹介
- ・他部署との連携による情報発信
- ・ソーシャルメディア等、新たな手法を用いた情報発信
- ・既存媒体の効果的な活用による情報発信

(方向性3) 地域で活動する団体やキーマンとの連携

地域には、リーダーシップを発揮するキーマンとなる人が存在し、仲間を増やしながらかつ活発に活動している団体があります。今後は、そのような団体やキーマンとの連携により、地域の活性化や地域人材を発掘・育成し、産業システムへの参画を促していく必要があります。

- ・団体やキーマンが行う活動の情報収集、紹介
- ・若手人材の発掘、組織と若手人材のプロモーション
- ・それぞれの団体の特性に合わせたサポート

第4章 来期に向けて

第4期では、産業振興プランを策定し、「革新と創造に取り組む企業の集積と持続的に発展する産業システムの形成」を基本目標に定め、変化する産業構造や社会経済状況に対応した産業振興の方向性を明確にしました。基本目標の実現に向けて、「経営者」「後継者」「商店会」「創業者」「従業員」それぞれの立場で、人材育成に取り組んでいかなければなりません。新宿区が持つ多様性を活かしながら、区内教育機関、金融機関などを含めたオール新宿で支援していく必要があると考えています。

元号が「平成」から「令和」となり、新しい時代が始まりました。ラグビーワールドカップや東京2020オリンピック・パラリンピックの開催を控える中、新宿にも多くの来街者が訪れ、企業活動も活発化していくことが見込まれます。将来にわたって地域経済が持続的に発展していけるよう、条例に定める各主体との連携を密にしていくことが重要になってきます。

第5期の産業振興会議では、産業振興プランに掲げる基本目標の実現に向け、各施策を着実に推進していけるように、進捗管理や効果検証を行っていく必要があります。また、中小企業の人材確保、雇用環境の整備、福利厚生などについても産業振興会議で取り上げながら、産業分野との連携を図っていきます。そして、幅広い議論から出てくる意見をもとに、新宿の産業振興のあり方や時宜を捉えた施策を検討していきたいと思えます。

産業振興会議委員のコメント

会長 植田 浩史 / 慶応義塾大学経済学部教授

産業振興は、現在の地域企業の課題に応じていくとともに、将来の新宿の在り方に向けたものでなければなりません。産業振興会議は、4期8年を終え、委員の顔ぶれも新しくなっていますが、各委員の叡智を結集し、活発な議論によってこうした課題に応じていくという姿勢は常に維持していかなければなりません。今後も環境変化に対応した新しい動きを産業振興会議から作り出していきたいと考えています。

副会長 遠山 恭司 / 立教大学経済学部教授

第4期から新宿区産業振興会議に参加することとなり、調査研究とは異なる自治体の産業政策、制度を協議する場にはじめて参画しました。区民・事業者・団体代表者等による委員諸氏の積極的な発言・提言がこの会議・専門部会の主軸であり、それを自治体の役割と制約・可能性のなかでどのように制度設計に結びつけるかが毎回、熱心に協議されました。予定調和を排したこの産業振興会議は挑戦と刺激に満ちており、基本構想の実現に向けたPDCAの確認・評価・提言の数々は、新宿区の貴重な財産だと認識しております。

副会長 長山 宗広 / 駒澤大学経済学部教授

産業振興会議4期目においても多様な立場からの活発な議論があり、まさに「新宿らしさ」を具現化した場となりました。そのなかでも、「専門部会（創業者・従業員）」での議事は印象深いものがあります。証言や証拠（エビデンス）をもとに議論を深め、特に「高田馬場創業支援センター」の役割や今後の方向性についての意見を集約することができました。ここを一つの拠点と捉えたことにより、「事業革新と新たな価値創造の促進」に資するプラットフォーム（多様な人が集まり、つながり、学び、育つ場や仕組み）の具体的なイメージを持つことができました。こうしたプラットフォームづくりには、区としても産業振興課のみならず、関連部門と連携した支援体制で臨むことが肝要です。4期目ではすでにその様な動きが出ていました。今後、産業振興会議としても更なる進化が期待できます。

松尾 武司 / 公募区民

本報告書および産業振興プランに「産業システム」という言葉が盛り込まれている。会議の過程では「エコシステム」という発議にはじまり、産業システムとした方が解り易いとの判断であったが、現時点ではエコシステムの方が解り易い様にも思い反省している。

このように変化や浸透の早さが言葉にも及ぶ昨今において、革新と伝統、新参と古参、老若男女、東京五輪の前後といった枠組みを超え、繋がり交わりあうことで新たな価値を創造し地域に根付くことが、新宿ならではの産業システムと言える。

また、本報告書の経営者・後継者、商店会、創業者、従業員も断絶されたものではなく、個々が持つ段階はもとより、繋がりと交わりの中で、第二創業も含め、企業や人が発展的に変化することを期待するものである。

そのうえで、多様な新宿の地域や企業において、その産業システム成立を目指し、また円滑に稼働するため、自治体を実施すべき具体的な場や支援の在り方の指針となればと切に願う。

堀米 秀明 / 公募事業者

外から見ると大都市ですが、小さな商店があり、創業者がたくさんいる町でもある新宿の在り方とは？という軸のもと、多くの議論を重ねてきました。他行政の経験や事例も多々提案してきました。議論の中で常に、「新宿らしさ」が問われてきたことが印象に残っています。

少子高齢化の中、人口の1割が外国人であり、大企業と中小企業、先端企業と伝統産業が混在している新宿区とそれを取り巻く様々な人や機関がタッグを組んで上げていく、そんな産業振興策が果たす役割は、とても大きいでしょう。

ここで生まれた新たな施策や提言をもとに、少しでもみなさんが積極的に、そして前向きに、様々な課題に取り組んでいける環境作りのお手伝いができているようなら嬉しい限りです。今後も地域の活性化に寄与していきたいと思います。

前田 明宏 / 公募事業者

第4期では、3期で掲げた産業振興プランの具体的な方策として、「産業革新と新たな価値創造の促進」を軸とした人の交流を促す道筋を立てられたと思います。

新規事業の促進、産学官の新たな連携、そして地域資産の発掘と発展。こうした交流の動きが、新たな新宿の産業を支えることになれば、この上ない喜びです。交流を一期一会とせず、持続的な提携や価値創造に向けた土台作りの一助となれたこと本当にうれしく思います。

今後ますます発展していく新宿に置いて行かれぬよう、励みます。

武山 昭英 / 新宿区商店会連合会

産業振興会議の検討議題では、商店会でも課題である、店主の高齢化や後継者の不足、商店会役員のなり手がいないなど商店会を取り巻く環境について意見が交わされた。商店会で身をもってこれらの問題に取り組む役員としては、駅周囲の商店会は、大型店や多種多様な店舗があり賑わいの街を形成しているが、住宅・商業混在の地域にある多くの商店会は、この様な課題に直面していると危機感を持った会議だった。

青木 滋 / 一般社団法人 新宿区印刷・製本関連団体協議会

観光庁が平成 20 年に発足して 10 年が過ぎ、東京オリパラ開催で外国人観光客は二千万人の予測を大きく上回っている。さて、新宿は中国はじめアジア諸国からの人気スポットになっていて今後観光客の増加が見込まれる。

また、一方で東日本大震災のあとビル建替えが進み、新宿歌舞伎町周辺の建物の高さ制限緩和でビル高層化がすすみ、観光客の受け入れ体制が進んでいるようだ。しかし、観光客の受け入れ態勢が整うなか、これまでの新宿らしさが失いつつあり、観光客が求める新宿の魅力が薄れていくような気がする。

そのようなインバウンド需要で新宿区の特定地域が発展を遂げていく中、周辺街々の魅力づくりも必要になっていて息の長い計画が求められる。

今期の会議に初めて参加させて頂いて、新宿区全体を見据えたまちづくりの必要性を感じた。

富田 篤 / 新宿区染色協議会

過去 12 年間にわたって、産業振興会議に出席させていただきました。

感じたことは、産業振興会議で提言した内容が着実に区政に反映されていることです。例えば、文化と観光との融合により、新宿区観光振興協会や新宿観光案内所ができ、その事により、「新宿の染」を見学・体験できる二葉園や東京染ものがたり博物館等には、中国や韓国、台湾など近隣諸国の方々を始め、中には EU 諸国やアフリカ等の方にもお越しいただいています。また、今年度の自動翻訳機の貸し出し事業や多言語看板等に関する助成などは非常に有難いと思っています。更に、昨年度から、新宿区印刷・製本関連団体協議会と共同で新宿区の地場産業の強みや技術を活かした商品開発の試みも行われています。

過去に産業振興会議に出席された方は、非常に新宿の区政に関心が強く、産業振興会議OB会を作ろうと言う機運が高まっております。今後とも、<新宿力>アップを目指して頑張りたいと思います。

益田 佳代子 / 東京商工会議所新宿支部

第1期から第4期まで8年間、東京商工会議所新宿支部から会議に参加させていただきました。第1期「観光と産業の融合」、第2期「新宿らしい産業のあり方」、第3期「産業振興の基本目標」、第4期「人材育成」。各々に重要な課題について議論を重ねました。

「人は人に成るために人生を歩む」。人材育成が一番大切な産業振興だと思います。

私は生まれも育ちも新宿。そして生業も新宿です。微力ではありますが、この会議に関わりました事に、心から感謝を申し上げまして次にバトンをつなげたいと思います。

8年間ありがとうございました。

太田 正一 / 東京中小企業家同友会新宿支部

第3期の産業振興会議から参加させていただきました。今回特に興味を持ったのが、持続的に発展する産業システムの形成に向けた人材の育成についてです。同友会でも、共育委員会に所属しており社員共育に力を入れています。持続的に発展する産業システムの形成に社員教育はかかせません。そうした中、二つの専門部会（創業者・従業員／経営者・後継者・商店会）に関わることが出来ました。新宿ならではの様々な問題を討議する中、今後の方向性を見いだせたことは自身にとっても大変勉強になりました。弊社も新宿に事務所を置く企業として新宿区の発展に寄与していきたいと思います。

橋本 茂樹 / 西京信用金庫

私は信用金庫に43年在職し、そのうち35年を新宿で過ごしました。この古い歴史を持ち、かつ多様性に富んだ街の産業をどのように発展させていくかというテーマに関わることができ、たいへん勉強になりました。

また、我が国の中小企業にとって事業承継とりわけ後継者の育成が喫緊の課題であることは論を俟ちませんが、この大きな問題の解決についてはバラバラな対応ではなく、各界が力を結集して取り組む必要性を強く感じております。

2年間どうもありがとうございました。

友成 真一 / 早稲田大学社会連携研究所

引き続き楽しく議論させていただき感謝いたします。大学人として、常にリアルな「人材育成＝教育」の場面に直面している立場から発言させていただきました。要点は以下の3つです。①「人材育成」とは「マクロ」な多数を対象としたものではなく、「ミクロ」な特定の方を対象としたときに、真の意味とリアリティをもつ。②すでに人生経験を積まれた方々の「人材育成」の焦点は、「スキル」や「知識」もさることながら、「人が生きていることの本質をえぐる問い」をどう持つかではないか。③その意味で、「人材育成」の場面において学生も含めた多様な方々の関与が効果的。

産業振興会議の意見を反映した取組

1. 産業振興会議の意見を反映した個別施策

意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ビジネスマッチング等の交流・連携の場や自社が抱えている課題や強みを持ち寄り、意見交換できる場を区が提供することが望ましい ・経営者同士が共通のテーマで話し合うことで課題解決の方向性が見えてくる
施策	新宿ビジネス交流会【継続】
2018年度	参加者同士の交流の実効性を高めるため、共通のテーマ設定やコーディネーターを配置することで活発な交流を促し、マッチングの精度を向上させる。
2019年度	継続

意見	<ul style="list-style-type: none"> ・事業革新や新たな価値創造のためには、新規創業者を増やすことが必要 ・創業支援センター利用申請の敷居を低くして間口を広げてはどうか
施策	創業支援センター【継続】
2018年度	創業に関する情報提供や経営相談、オフィススペースの提供等を行うことで区内における創業及び地域産業の新たな展開を支援する。
2019年度	創業支援センターの利用申請に係る負担軽減や利用開始までの期間を短縮し、より利用しやすい環境とするため、利用者選考を面接から書類審査に変更する。

意見	<ul style="list-style-type: none"> ・創業に無関心な人に関心を持たせることが大事 ・経験や知識のある人たちによる伴走支援をすることで創業の成功率が上がる ・一気通貫型の支援により成長意欲の高い起業家の発掘が期待できる
施策	新宿ビジネスプランコンテスト【2018年度新規】
2018年度	応募・審査段階からセミナーや個別支援を行うことで、起業予定者が策定した事業計画のブラッシュアップを図る。さらに、表彰者に対し、事業化に向けたフォローアップをすることで新たな事業創出を支援する。
2019年度	継続

意見	<ul style="list-style-type: none"> ・「新たな価値の創造」に対する支援が必要 ・先進的・革新的な取組が新宿らしさにつながる
施策	新製品・新サービス開発支援助成【2018年度新規】
2018年度	より区内産業の実態に合わせ、業種の枠に捉われない支援を行うため、全業種を対象とした「新製品・新サービス開発支援助成」を実施する。
2019年度	新規性・積極性をよりの確に審査するため、審査方法を見直す。

意見	<ul style="list-style-type: none"> ・区が介入することにより事業承継の機運を醸成することが必要 ・経営者は若いうちからどのような事業承継があるのかを知ることが必要
施策	事業承継支援【2018年度新規】
2018年度	中小企業の経営者、後継者の双方が自社にあった事業承継を検討するきっかけづくりとなるよう、セミナーやトークセッションを開催する。
2019年度	継続

意見	<ul style="list-style-type: none"> ・商店街がもっている魅力を発信することで他の商店街にとって参考になる ・一般の方へも商店会の取組を紹介してほしい
施策	商店会情報誌の発行【2019年度拡充】
2018年度	先進事例等の紹介や新たな魅力の発掘など、商店経営、商店会活動の参考となる情報を提供することにより、商店会等の魅力的な取組を支援し、商店街の活性化を図る。
2019年度	発行部数を1,000部増刷し、区民向けに配布する。

意見	<ul style="list-style-type: none"> ・アイデアを出せる場や違う価値観・立場の人たちが集まれる場を作り、地域力を育てることが重要 ・商店会活動に若手が参加できる仕組みづくりを後押しすることが重要
施策	大学等との連携による商店街支援【2018年度拡充】
2018年度	連携対象に専修学校、各種学校を追加する。
2019年度	継続

意見	<ul style="list-style-type: none"> ・区内企業の経営基盤を強化する施策が必要 ・地域に根差した産業を振興していくことが大事
施策	小規模事業者経営改善資金利子補給【2019年度新規】
2018年度	—
2019年度	区内小規模事業者の経営の安定化を促進するため、小規模事業者経営改善資金融資を受けた事業者に対して、支払った利子の一部補助を行う。

意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ものづくりを行う人材を発掘、育成することが大事 ・マイスター同士が集まり、自主的に活動できるようにしてほしい
施策	ものづくり産業の発信【2019年度拡充】
2018年度	区内のものづくり産業を志す人材の創出やものづくり産業の振興を図るため、ものづくり産業の魅力を発信するための動画を制作し、区の産業及び観光関連イベントでの上映やYoutubeでの配信等を行う。
2019年度	これまでに認定した新宿ものづくりマイスターの紹介冊子を作成し、区内外に広く周知する。また、優れた技の融合を促し、新宿ブランドを創出するため、マイスター同士の交流・親睦・情報交換等の場を設ける。

意見	<ul style="list-style-type: none"> ・すでにある支援に関して効率的・効果的に情報提供することが重要 ・様々な情報を整理して提供できると中小企業者にとってわかりやすい
施策	中小企業支援ガイド【2018年度新規】
2018年度	国や東京都をはじめとする各支援機関が行っている中小企業支援制度をまとめたパンフレットを作成し、区政情報センター等で配布する。
2019年度	よりわかりやすい案内の作成を検討していく。

意見	<ul style="list-style-type: none"> ・創業無関心者への働きかけが不十分である ・起業するか悩んでいる人に対する支援をするべき ・起業家人材の発掘を政策的に行っていくことが必要
施策	創業機運醸成【2019年度新規】
2018年度	—
2019年度	国の地域創業機運醸成事業を踏まえ、プラットフォームを形成し、関連機関との連携を強めていく。

意見	<ul style="list-style-type: none"> ・商店街の新しい取組に対するサポートが問われていく ・商店街における外国人観光客への外国語対応を支援する必要がある
施策	おもてなし店舗支援【2019年度新規】
2018年度	—
2019年度	商店街の更なる賑わい創出のため、区内の飲食・小売店等に対して多言語対応やトイレの洋式化の経費を助成する。また、音声自動翻訳機は各個店において導入検討できるよう一定期間無料で貸出を行う。

2. 関係団体の新たな動き

新宿区の各地域で、地域経済の活性化のため、様々な新しい動きや活動のさらなる発展がありました。各団体は企業や地域のニーズ、時代の変化に対応し、区内産業の活性化を目指して活動を行っています。

○一般社団法人 新宿区印刷・製本関連団体協議会の取組

- ・新宿産業観光フェア「しんじゅく逸品マルシェ」への出展

新宿区と新宿観光振興協会が主催する「しんじゅく逸品マルシェ」に出展し、来場者に印刷・製本技術をPRすることで、BtoBだけでなく、BtoCへもマーケットを広げるための取組を行っています。

○新宿区染色協議会の取組

- ・染のまち新宿のPRイベントの実施

染色協議会では、これまでも「神田川 水べの染め体験」や「お江戸新宿・紺屋めぐり」、「染の小道」など様々なイベントを通じて、染のまち新宿をPRしています。平成29年から、神楽坂の善國寺（毘沙門天）を会場に、神楽坂地区では初となる展示会を開催するなど、より多くの方に新宿の染の魅力をPRする工夫を行っています。

○両地場産業団体が連携した取組

- ・地場産業の強みを活かした新商品開発

平成30年度から、印刷・製本関連業及び染色業の両地場産業団体会員からなるワーキンググループを立ち上げ、コラボレーション商品の開発に向けた検討を始めています。

○各商店会による独自の取組

全国的に商店会会員が減少傾向にある中、「医大通り商店会」では地域の企業などの協力を得て開催した新規イベントを通じて、新規会員の獲得や、それに伴う街区の拡大を実施し、商店会組織の強化を図っています。また「神楽坂商店街振興組合」では、若手会員が「神楽坂の10年後を考える会」を発足し、長期的な視点に立って組織の活性化に取り組んでいます。

近年増え続けている外国人観光客への対応として、「末広通り商店会」や「新宿駅前商店街振興組合」では多言語マップを作成し、多くのお客様を商店街に呼び込みました。また、「新宿三光商店街振興組合」では「自動火災報知設備」の更新を行い、来街者が安心安全に過ごせるよう対応しています。

資料編

1. 新宿区の主な産業振興施策

中小企業経営支援	
商工相談	商工相談員が区内中小企業者等に対して、経営全般に関する相談及び助言などを行います。
ビジネスアシスト新宿	区内中小企業者等の経営全般に係る相談に対し、専門家を派遣して課題解決の支援を行います。
新宿区中小企業向け制度融資	区内中小企業者等が事業資金（運転資金、設備資金等）の融資を低利で利用できるよう、取扱金融機関へ紹介を行います。併せて、利子や信用保証料の助成を行います。
小規模事業者経営改善資金（マル経融資）利子補給	東京商工会議所新宿支部の推薦に基づき、小規模事業者経営改善資金（マル経融資）を新たに受ける小規模事業者に対し、支払った利子の一部を補助します。

創業支援	
高田馬場創業支援センター	地域経済の活性化と雇用創出の促進を図るため、区内で創業や経営改革を目指す方に、オフィススペースを提供するとともに専門家による支援を行います。
新宿区特定創業支援等事業	認定創業支援等事業者（東京商工会議所新宿支部、東京三協信用金庫、西京信用金庫）と連携し、創業支援等事業計画に基づく特定創業支援等事業を実施します。

中小企業活性化支援	
新宿商談会	区内に本・支店のある金融機関と連携して、個別商談会を開催し、中小企業とバイヤーの商談の場を設けることで、中小企業の販路拡大を支援します。
中小企業展示会等出展支援	区内中小企業等の売上拡大、販路開拓を支援するため、展示会等出展に係る経費の一部を助成します。
事業承継支援	事業承継を検討するきっかけづくりとなるよう、円滑な事業承継に向けた基本的な考え方や手法、事例などを紹介するセミナーを開催するとともに、中小企業庁の「事業承継ガイドライン」や支援機関等の情報提供を行います。

中小企業新事業創出支援	
新宿ビジネスプランコンテスト	応募・審査段階からセミナーや個別指導を行うことで、起業予定者等の事業計画策定のブラッシュアップを図るとともに、優れた事業計画を表彰し、フォローアップすることで新たな事業創出を奨励します。
新製品・新サービス開発支援助成	区内中小企業者が行う新製品・新サービスの開発に対し、経費の一部を助成することにより、新事業創出に向けた取組を支援します。
新宿ビジネス交流会	東京商工会議所新宿支部と連携して、テーマ性のある交流会を開催し、共通の目的を持った中小企業者が交流する場を設けることで、新事業創出のための連携支援を行っていきます。

観光と一体となった産業振興	
しんじゅく逸品の普及	「しんじゅく逸品マルシェ」を開催するとともに、出展企業の商品・製品を「しんじゅく逸品」として登録し、観光情報と併せて発信することで、区内への誘客促進や、中小企業の売上拡大等を支援します。併せて、地場産業団体等への支援や「しんじゅく逸品」を活かした新宿ブランドの創出に取り組んでいきます。
新宿ものづくりの振興	区内の事業所でものづくり産業に携わり、優れた技術・技能を持つ方を「新宿ものづくりマイスター『技の名匠®』」に認定するとともに、ものづくり産業発信動画を制作し、区内外に広くPRします。さらにマイスター同士の交流・親睦・情報交換等により、優れた技の融合を促す機会をつくります。

産業関連情報の発信	
新宿ビズタウンニュース	区の産業振興施策や各種産業情報を提供するため、区内の中小企業者向けに、「新宿ビズタウンニュース」を年2回発行します。
新宿ビズタウンメール	区の産業振興施策や各種産業情報を掲載したメールマガジンを、メールアドレスを登録した方に配信します。
新宿区中小企業の景況	新宿区の中小企業の景気動向について、四半期ごとに区内の中小企業を対象に調査し、報告書を作成して、区公式ホームページで公開します。

商店街活性化支援	
にぎわいにあふれ環境にもやさしい商店街支援	商店会等が実施するイベント事業や活性化事業、商店街路灯のLED化による省電力化事業等に対し、必要な費用の助成を行い支援することで、にぎわいにあふれ環境にもやさしい商店街づくりの支援を行います。
商店会情報誌の発行	商店会、商店主向けの情報誌を発行し、先進事例等の紹介や新たな魅力の発掘など、商店経営、商店会活動の参考となる情報を提供することにより、商店会等の魅力的な取組を支援し、商店街の活性化を図ります。
大学等との連携による商店街支援	大学等が持つ専門性や人的資源を活かしながら、商店街の抱える潜在的な課題の解決に向けた取組を支援していきます。また、大学等と地域の連携・交流を進めることにより、商店街の魅力づくりを推進します。
商店街消費拡大推進事業（新宿応援セール）	商店街における消費拡大と活性化を図るため、区内全域の商店街で一斉に抽選券を配布し、金券が当たるキャンペーンを、新宿区商店会連合会に委託して実施します。
商店会サポート事業	区内の商店会及び同業組合に適切な助言を行うことができる専門知識のある職員を、商店会サポーター（非常勤職員）として採用し、配置します。
商店街空き店舗情報の提供	民間不動産会社の持つ区内空き店舗情報を活用し、区の商店街空き店舗検索サイトに掲載することで情報提供し、商店街の空き店舗での開業を促進します。
おもてなし店舗支援	東京 2020 オリンピック・パラリンピックを見据え、区内の飲食・小売店等が行う多言語対応やトイレの洋式化等に対し、経費の助成を行います。また、音声自動翻訳機については、各個店において導入検討ができるよう、一定期間無料で貸出します。

その他	
産業振興会議の運営	産業振興をより一層推進するとともに、効果的・効率的に施策を実施していくため、条例に基づき設置された新宿区産業振興会議を運営します。
区立産業会館（BIZ新宿）	中小企業支援の活動拠点として、産業関係者の主体的な学習や相互交流の場を提供し、区内中小企業の活性化を推進します。

2. 第4期委員名簿

No.	氏名	区分	肩書等
1	植田 浩史	学識経験者	慶應義塾大学 経済学部教授
2	遠山 恭司	学識経験者	立教大学 経済学部教授
3	長山 宗広	学識経験者	駒澤大学 経済学部教授
4	松尾 武司	区民	公募区民
5	堀米 秀明	事業者	公募事業者
6	前田 明宏	事業者	公募事業者
7	武山 昭英	商店会	新宿区商店会連合会 副会長
8	青木 滋	産業経済団体	一般社団法人 新宿区印刷・製本関連団体協議会 代表理事
9	富田 篤	産業経済団体	新宿区染色協議会 会長
10	益田 佳代子	産業経済団体	東京商工会議所新宿支部
11	太田 正一	産業経済団体	東京中小企業家同友会新宿支部 副支部長
12	橋本 茂樹	金融機関	西京信用金庫 専務理事
13	友成 真一	教育研究機関	早稲田大学 社会連携研究所 所長

※産業振興基本条例に規定する区分順（同一区分では、氏名または団体名の50音順）に記載。

※肩書等は委嘱当時のもの。

○専門部会名簿

【経営者・後継者・商店会】

No.	氏名	区分	肩書等
1	遠山 恭司	学識経験者	立教大学 経済学部教授
2	松尾 武司	区民	公募区民
3	前田 明宏	事業者	公募事業者
4	富田 篤	産業経済団体	新宿区染色協議会 会長
5	太田 正一	産業経済団体	東京中小企業家同友会新宿支部 副支部長

【創業者・従業員】

No.	氏名	区分	肩書等
1	長山 宗広	学識経験者	駒澤大学 経済学部教授
2	松尾 武司	区民	公募区民
3	堀米 秀明	事業者	公募事業者
4	前田 明宏	事業者	公募事業者
5	太田 正一	産業経済団体	東京中小企業家同友会新宿支部 副支部長

3. 開催実績

回	日時	会場	主な議事、検討内容
第1回	2017年9月1日(金) 午後4時～6時	産業会館 (BIZ 新宿)	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付 ・会長および副会長選出 ・第4期の進め方とスケジュール ・次期産業振興プランの検討
第2回	2017年12月13日(水) 午後6時～8時	産業会館 (BIZ 新宿)	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリック・コメントの実施報告 ・産業振興プラン資料編について ・産業振興プラン概要版について
第3回	2018年3月14日(水) 午後6時～8時	産業会館 (BIZ 新宿)	<ul style="list-style-type: none"> ・産業振興プランについて ・パブリック・コメントの実施結果 ・2018年度新規事業紹介
第4回	2018年6月25日(月) 午後6時～8時	産業会館 (BIZ 新宿)	<ul style="list-style-type: none"> ・産業振興プランにおける人材育成関連施策について ・専門部会の設置について
第5回	2018年12月27日(木) 午後3時～5時	産業会館 (BIZ 新宿)	<ul style="list-style-type: none"> ・専門部会「経営者・後継者・商店会」 第1回、第2回報告 ・専門部会「創業者・従業員」 第1回、第2回報告
第6回	2019年3月7日(木) 午後6時～8時	産業会館 (BIZ 新宿)	<ul style="list-style-type: none"> ・専門部会「経営者・後継者・商店会」 第3回報告 ・専門部会「創業者・従業員」 第3回報告 ・第4期報告書骨子(案)について
第7回	2019年6月25日(火) 午後5時30分～7時30分	産業会館 (BIZ 新宿)	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活就労支援課が実施する事業 ・第4期報告書(案)について

専門部会

【経営者・後継者・商店会】

回	日時	会場	主な議事、検討内容
第1回	2018年8月14日(火) 午前10時～12時	産業会館 (BIZ 新宿)	<ul style="list-style-type: none"> ・景況調査(特別調査)について ・新宿区産業と企業等の事業活動に関する調査について ・商店街のにぎわい創出に向けた調査 ・後継者・経営者・商店会員向け人材育成に係る論点整理
第2回	2018年10月31日(水) 午後6時～8時	産業会館 (BIZ 新宿)	<ul style="list-style-type: none"> ・産業振興プランについて ・新宿区産業と企業等の事業活動に関する調査について ・事業承継ガイドラインについて ・事業承継に係る論点整理
第3回	2019年1月28日(月) 午後2時～4時	産業会館 (BIZ 新宿)	<ul style="list-style-type: none"> ・承継段階に応じた施策整理 ・商店会活動を担う人材の育成について

【創業者・従業員】

回	日時	会場	主な議事、検討内容
第1回	2018年8月2日(木) 午前10時～12時	産業会館 (BIZ 新宿)	<ul style="list-style-type: none"> ・区が行う人材育成関連事業について ・特定創業支援事業について ・高田馬場創業支援センターについて ・創業者、従業員向け人材育成に係る論点整理
第2回	2018年10月17日(水) 午後4時～6時	産業会館 (BIZ 新宿)	<ul style="list-style-type: none"> ・創業機運醸成に向けた地域プラットフォームについて ・高田馬場創業支援センターに関する現状分析、施設長へのヒアリング実施 ・近隣自治体におけるビジネスプランコンテスト実施状況分析 ・東京中小企業家同友会における従業員教育の取組について
第3回	2019年1月29日(火) 午前10時～12時	産業会館 (BIZ 新宿)	<ul style="list-style-type: none"> ・創業段階に応じた施策整理 ・創業機運醸成事業について ・従業員教育について

4. 新宿区産業振興基本条例

新宿区条例第9号

新宿のまちは、先進性を持つ国際色あふれるにぎやかな姿を見せる一方で、歴史と伝統が息づく緑豊かなやすらぎのある姿を見せる個性豊かな都市として発展を遂げてきた。暮らしの場、働く場、学びの場、集いの場として多くの人々が行き交う中で、多種多様な価値や文化を受け入れ、活力ある産業を育み、その魅力を向上させてきた。

産業は、私たちの生活と地域社会に密接な関わりを持つものである。産業は、私たちの生活に必要とされる様々な物やサービスを提供するとともに、それらの物やサービスの循環を通じて新たな物やサービスを生み出し、地域ににぎわいと豊かさをもたらし、私たちの生活を向上させ、地域社会を発展させてきた。

私たちは、新宿のまちにおいて産業が果たす役割が、将来においても変わることなく重要なものであると確信する。

しかしながら、新宿のまちを取り巻く環境は日々目まぐるしく変化し、社会構造の変化や生活様式の多様化により、中小企業者を始めとする事業者や商店街の活力を維持向上させるための環境は厳しさを増している。このような環境の改善に向けた取組を一層充実させるとともに、社会経済状況の変化に適応することができる創造力のある産業やその担い手を育成する必要性が生じている。

こうした事態に対処するためには、区民、事業者、商店会、産業経済団体、金融機関、教育研究機関及び新宿区その他産業に関わるすべてのものが、それぞれの役割を自覚し、一体となって「活力ある産業が芽吹くまち」の実現を目指し、それによって産業の振興を推進していく必要がある。

ここに、産業の振興についての基本理念を明らかにしてその方向性を示し、産業の振興を総合的かつ恒常的に推進していくため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、新宿区（以下「区」という。）における産業が区民生活及び地域社会にとって重要な役割を果たしていることに鑑み、区における産業の振興（以下「産業振興」という。）に関する基本理念を定め、区の責務並びに事業者、商店会、産業経済団体、金融機関、教育研究機関及び区民の役割を明らかにすることにより、産業振興の総合的かつ恒常的な推進を図り、もって区民生活の向上及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 区民 区の区域内（以下「区内」という。）に住所を有する者、区内に存する事務所

又は事業所に勤務する者、区内に存する学校に在学する者及び区内において活動する者をいう。

- (2) 事業者 区内において事業を行うものをいう。
- (3) 商店会 区内における商店街の振興を目的として組織する団体をいう。
- (4) 産業経済団体 区内に存する商工会議所その他の産業の振興を図ることを目的として組織する団体をいう。
- (5) 金融機関 区内において事業を行う銀行、信用金庫、信用組合その他の機関をいう。
- (6) 教育研究機関 区内において産業振興に資する調査研究及び教育を行う大学その他の機関をいう。

(基本理念)

第 3 条 産業振興は、事業者が創意工夫及び自助努力に基づく事業活動を行うとともに、区、商店会、産業経済団体等が一体となって、当該事業活動を促進することを基本とする。

- 2 産業振興は、中小企業者の活力ある成長と発展を目指すことを基本とする。
- 3 産業振興は、商店街の発展と活性化を図ることを基本とする。
- 4 産業振興は、社会経済状況の変化に適切に対処するため、創業のための環境を整備するとともに、創造力のある産業を育成することを基本とする。

(区の責務)

第 4 条 区は、前条に規定する基本理念に基づき、次に掲げる事項を基本的施策として実施するものとする。

- (1) 事業者の創意工夫及び自助努力に基づく事業活動を支援すること。
 - (2) 産業振興に関するネットワークを形成すること。
 - (3) 産業に関する情報を収集し、及び発信すること。
 - (4) 産業振興を担う人材を発掘し、及び育成すること。
 - (5) 社会経済状況の変化に適応する事業転換を支援すること。
 - (6) 創業及び事業承継のための環境を整備すること。
 - (7) 創造力のある産業を育成すること。
 - (8) 中小企業者の活力ある成長と発展のための取組を行うこと。
 - (9) 地場産業の持続ある発展のための取組を行うこと。
 - (10) 商店街の発展と活性化のための取組を行うこと。
- 2 区は、前項の基本的施策（以下「基本的施策」という。）を実施するに当たっては、必要に応じて区民、事業者、商店会、産業経済団体、金融機関及び教育研究機関との連携を図るものとする。
- 3 区は、基本的施策を効果的かつ効率的に実施するため、都市計画、文化、福祉、教育、環境等の施策との調整を図り、産業振興に関する総合的な計画を定めるものとする。
- 4 区は、基本的施策を実施するに当たっては、組織体制を整備するとともに、財政上の

措置を講ずるものとする。

(事業者の役割)

第 5 条 事業者は、創意工夫及び自助努力に基づく事業活動を行うとともに、経営基盤の強化、当該事業活動に係る情報発信及び雇用の創出に努めるものとする。

2 事業者は、自らの事業活動が従業員によって支えられていることから、従業員の育成と福利厚生増進に努めるものとする。

3 事業者は、自らが地域社会の一員であることを自覚し、地域社会との調和を図り、その発展に寄与するよう努めるものとする。

(商店会の役割)

第 6 条 商店会は、商店街が産業振興のみならず、地域の安全・安心の推進等地域におけるコミュニティを支える上で多面的で重要な役割を担っていることから、商店街の活性化に努めるものとする。

2 商店会は、商店会を構成する事業者が行う事業の魅力の向上が商店街の活力ある成長と発展をもたらすことから、当該事業者の創意工夫及び自助努力に基づく事業活動の促進に努めるものとする。

3 商店会は、加入者を増やすことによりその組織力の強化を図るとともに、商店街において小売業等を営む事業者は、商店街の重要性を理解し、その活性化に協力するため、商店会に加入するよう努めるものとする。

(産業経済団体等の役割)

第 7 条 産業経済団体は、事業者が創意工夫及び自助努力に基づく事業活動を行うことができるよう、必要な環境整備に努めるものとする。

2 金融機関は、事業者が経営基盤を強化し、及び経営革新に取り組むことができるよう、経営支援を行うことにより、産業振興の推進に寄与するよう努めるものとする。

3 教育研究機関は、産業振興に関する調査研究の成果の普及を図るとともに、産業振興を担う人材を育成するよう努めるものとする。

(区民の役割)

第 8 条 区民は、産業が生活に必要とされる物やサービスを提供する等区民生活に密接に関わっていることから、その消費活動を通じて産業振興の推進に寄与するよう努めるとともに、区、事業者又は商店会が行う産業振興を推進するための様々な取組に協力するよう努めるものとする。

(産業振興施策の公表)

第 9 条 区長は、毎年 1 回、産業振興に関する主たる施策の実施状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

(産業振興会議の設置)

第 10 条 産業振興に関する基本的事項について調査審議するため、区長の附属機関として、新宿区産業振興会議（以下「産業振興会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 11 条 産業振興会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 次に掲げる事項について調査審議すること。
 - ア 基本的施策に係る重要な事項
 - イ 産業振興に関し、区長が諮問する事項
- (2) 産業振興を図るために必要な事項について、区長に意見を述べること。

(組織)

第 12 条 産業振興会議は、委員 13 人以内をもって組織する。

- 2 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、学識経験を有する者、区民及び事業者（法人その他の団体にあつては、その構成員）並びに商店会、産業経済団体、金融機関及び教育研究機関のそれぞれの関係者のうちから、区長が委嘱する。
- 4 前 3 項に定めるもののほか、産業振興会議の組織及び運営に関し必要な事項は、新宿区規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 10 条から第 12 条までの規定及び次項の規定は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において新宿区規則で定める日から施行する。

(新宿区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 新宿区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 34 年新宿区条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

5. 新宿区産業振興会議規則

新宿区規則第58号

(趣旨)

第1条 この規則は、新宿区産業振興基本条例(平成23年新宿区条例第9号。以下「条例」という。)第12条第4項の規定に基づき、新宿区産業振興会議(以下「産業振興会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(組織)

第3条 産業振興会議の委員の構成は、次のとおりとする。

- (1) 学識経験を有する者 3人以内
- (2) 区民 1人
- (3) 事業者(法人その他の団体にあつては、その構成員) 2人以内
- (4) 商店会の関係者 1人
- (5) 産業経済団体の関係者 4人以内
- (6) 金融機関の関係者 1人
- (7) 教育研究機関の関係者 1人

(会長及び副会長)

第4条 産業振興会議に会長1人及び副会長2人以内を置く。

- 2 会長は委員の互選により定め、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、産業振興会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、産業振興会議が別に定めるところにより、その職務を代理する。

(会議)

第5条 産業振興会議は、会長が招集する。

- 2 産業振興会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 産業振興会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 産業振興会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 5 産業振興会議の会議は、公開を原則とする。ただし、会長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

(専門部会)

第6条 産業振興会議に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、会長の指名する委員をもって組織する。
- 3 専門部会に専門部会長を置き、専門部会長は専門部会に属する委員が互選する。
- 4 専門部会長は、専門部会を招集し、専門部会の事務を掌理し、専門部会の調査審議の経過及び結果を産業振興会議に報告する。
- 5 専門部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、専門部会長が定める。

(庶務)

第7条 産業振興会議の庶務は、文化観光産業部産業振興課において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この規則は、平成23年8月23日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

新宿区産業振興会議 第4期 報告書

発行年月：令和元年8月

編集・発行：新宿区産業振興会議

事務局：新宿区文化観光産業部産業振興課

〒160-0023

東京都新宿区西新宿六丁目8番2号

電話 03-3344-0701

印刷物作成番号

2019-37-2803

※この印刷物は、業者委託により700部印刷製本しています。その経費として、1部あたり320.76円（税込み）がかかっています。ただし、編集時の職員人件費や配送経費等は含んでいません。